

特定口座年間取引報告書の見方

特定口座でお取引いただいたお客さまへ、特定口座内での1年間の（1月1日～12月31日）の譲渡損益等が記載される「特定口座年間取引報告書」を交付しております。

確定申告の際にご利用ください。確定申告書の作成については、国税庁のウェブサイト（<https://www.nta.go.jp/>）をご参照いただくか所轄の税務署へお問い合わせください。

特定口座の確定申告は、スマートフォンでもできます。

スマートフォンで申告される方は、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」にURL（<https://www.keisan.nta.go.jp/>）または右記二次元バーコードでアクセスしてください。



◆ 特定口座における「課税対象額」及び「源泉徴収税額」の計算方法について

*については、次頁参照

譲渡益となる場合	課税対象額	$H + P^*$
	源泉徴収税額	$D + E + N^* + Q^*$
譲渡損となる場合	課税対象額	P
	源泉徴収税額	$E + N^* + Q^*$

特定口座開設者／譲渡に係る年間取引損益及び源泉所得税額等

令和 2 年分 特定口座年間取引報告書 (投資家交付用)

令和2年 ○月○日
株式会社 みずほ銀行
取扱店: ●●支店
電話番号: ●●●●●●●●

税務署長 殿

特定口座開設者	住所 (居所) ■■市▲▲▲×-××-×××××	フリガナ ミズホ タロウ	A 勘定の種類	保管・配当等
	氏名 瑞穂 太郎	氏名 瑞穂 太郎	B 口座開設年月日	平成○○年 ○月○日
	前提出時の住所又は居所	生年月日 昭和○○年 ○月 ○日	C 源泉徴収の選択	有

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)

源泉徴収税額 (証券税)	D 株式等譲渡所得割額 (住民税)	外国所得税の額 E
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に 要した費用の額等
上場分	F	G
特定信用分		
合計		H

③ 差引金額 (譲渡所得等の金額)
(① - ②)

A 勘定の種類 配当受入「有」の場合「保管・配当等」、それ以外は「保管」を記載します

B 口座開設年月日 特定口座開設日 (和暦)

C 源泉徴収の選択 源泉徴収の選択ありの場合「有」／源泉徴収の選択なしの場合「無」

D 源泉徴収税額 (所得税)・株式等譲渡所得割額 (住民税) 「源泉徴収あり」を選択している場合に、差引金額 (H) にもとづき特定口座で実際に徴収した、所得税・復興特別所得税(15.315%)、住民税(5%)の額

E 外国所得税の額 源泉徴収により納めた外国所得税の額

F 譲渡の対価の額 (収入金額) その年中の上場株式等の譲渡による収入金額の合計額 (手数料等控除前)

G 取得費及び譲渡に要した費用の額等 その年中の譲渡した上場株式等の取得金額に、取得時および譲渡時の手数料等の諸費用を加えた金額の合計額

H 差引金額 (譲渡所得等の金額) その年中に発生した上場株式等の譲渡損益 (譲渡損となる場合は「- (マイナス)」表示)

配当等の額及び源泉徴収税額等

(配当等の額及び源泉徴収税額等)			配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等	①株式、出資又は基金							
	②特定株式投資信託							
	③投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)							
	④オープン型証券投資信託					L	内	
	⑤国外株式又は国外投資信託等							N
⑥合計(①+②+③+④+⑤)			I	J	K		内 M	
上記以外のもの	⑦公社債							
	⑧社債的受益権							
	⑨投資信託又は特定受益証券発行信託(⑩及び⑪以外)							
	⑩オープン型証券投資信託							
	⑪国外公社債等又は国外投資信託等							
⑫合計(⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)								
⑬譲渡損失の金額			O					
⑭差引金額(⑬+⑫-⑩)			P					
⑮納付税額				Q				
⑯還付税額(⑮+⑫-⑩)				R				
金融商品取引業者等	所在地	●●県■市▲▲×-××-×						
	名称	株式会社 みずほ銀行 ●●支店						
	法人番号	6010001008845						
			(摘要) 0-0001-●●●					

I 配当等の額

特定口座で受け入れた利金、分配金等の額(外国株式等は外国所得税を含みます。オープン型投資信託は特別分配金を除きます。) 二重課税調整対象銘柄の場合、外国で徴収された外国所得税等が加算

J 源泉徴収税額(所得税)

I 配当等の額に対する所得税・復興特別所得税(15.315%)の額-(マイナス) M 上場株式配当等控除額

K 配当割額(住民税)

I 配当等の額に対する住民税(5.0%)の額

L 特別分配金の額

オープン型投資信託の特別分配金(元本払戻金)の額

M 上場株式配当等控除額

二重課税調整(*1)のため、I 配当等の額に対する所得税・復興特別所得税の額から、外国所得税として控除した額

※投資信託等が内国税を支払っている場合、その金額を「内」表示し内国税控除額を記載。内国税を支払っていない場合は、金額はblank(*2)表示となります。

N 外国所得税の額

海外投資等により受け取る配当等に対して外国で納めた所得税額

O 譲渡損失の金額

譲渡損となる場合はその金額(H ※差引金額(譲渡所得等の金額)がマイナスの場合) ※Hについては、表面をご参照。なお譲渡損とならない場合は「0」と記載

P 差引金額

I 配当等の額 - O 譲渡損失の金額
譲渡損となる場合、配当等の額から譲渡損失の金額を差し引き、譲渡損が配当等の額を上回る場合は「0」と記載

Q 納付税額

差引金額(P)に基づく納付税額

R 還付税額

既に源泉徴収されている税額がQ 納付税額を超える場合に還付した税額

(*1) 投資信託等の二重課税調整措置について

2020年1月より、投資信託等の分配金等に関する日本における課税の際に、外国で納付した税額(外国所得税等)を所定の計算方法により、源泉徴収所得税から控除することで二重課税調整が行われることとなりました。投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国所得税に加えて、国内でも所得税が課されており、二重課税となります。この二重課税を調整するため、投資信託等を経由して支払った外国所得税は、分配金に係る源泉所得税の額から控除しています。(控除額は商品により計算方法が異なります)

(*2) 内書き金額がない場合

内国税を支払っていない場合、内書きはblankとなり印字されません。記載する必要がある場合は「0(ゼロ)」としてください。また、源泉徴収配当受け入れ「無」をご選択の場合、blank表示となります。

配当等の交付状況 / (摘要)

令和2年12月30日
2枚目 / ▲枚目中

配当等の交付状況

交付年月日 支払確定日	A 種類 株式等の銘柄	B 数量/額面 配当等の額	C 源泉徴収額(所得税) 配当割額(住民税)	D 上場株式配当等控除額	E 外国所得税 備考
令和2年1月17日	オープン型証券投資信託	4,000,000口	4,093円	2,400円	
令和2年1月16日	DIAMワールド・リート・インカム・オープン毎月決算コース 分配金受取コース	42,300円	2,120円	内 800円	
令和2年2月19日	オープン型証券投資信託	1,737,461口	154円	36円	
令和2年2月18日	みずほウェルズファーゴ エマージング株式オープン 分配再投資コース	1,348円	61円		
令和2年3月19日	オープン型証券投資信託	1,737,464口	0円	0円	
令和2年4月18日	みずほウェルズファーゴ エマージング株式オープン 分配再投資コース	6,000円	0円	0円	(特別分配金)

令和2年12月30日
3枚目 / ▲枚目中

(摘要)

株式等の銘柄	外貨建資産割合 非株式割合	株式等の銘柄	F 外貨建資産割合 非株式割合
DIAMワールド・リート・インカム・オープン毎月決算コース 分配金受取コース	制限なし 約款規定なし	みずほウェルズファーゴ エマージング株式オープン 分配再投資コース	制限なし 約款規定なし
みずほUSハイイールドオープン Eコース(為替ヘッジなし) 分配金受取コース	制限なし 約款規定なし	みずほ好配当日本株オープン 分配金再投資コース	30%以下 50%以下

※分配金については毎決算時に、分配方針に基づいて運用会社が判断し決定します。従って、あらかじめ将来の分配金が決まっているわけではありません。

- A 種類・株式等の銘柄** 商品の種類ごと、配当等の交付日順に記載
- B 配当等の額** みずほ銀行を通じて支払われた投資信託等の各銘柄毎の配当等の額
- C 源泉徴収額(所得税)
配当割額(住民税)** 配当等の額より源泉徴収された所得税・復興特別所得税(15.315%)・住民税(5%)が記載
- D 上場株式配当等
控除額** 投資信託等を経由して支払った外国所得税について、控除した金額の合計を記載。投資信託等が内国税を支払っている場合、その金額を「内」表示し内国税控除額を記載。内国税を支払っていない場合は、金額は空白表示()となります。
- E 外国所得税の額** 海外投資等により受取る配当等に対して外国で納めた所得税額
- F 外貨建資産割合
または非株式割合** 「外貨建資産割合」、「非株式割合」とも各信託約款の運用制限に規定されている割合です。規定がない場合は「約款規定なし」と記載しています。
*国内株式投資信託のうち「外貨建資産割合」「非株式割合」のいずれもが75%以下のものを「特定証券投資信託」、これらのいずれかが75%超のものを「特定外貨建等証券投資信託」といいます。

❗ 確定申告時の年間取引報告書、支払通知書の添付について

納税者の利便性向上を図る観点から、2019年4月1日より確定申告時に特定口座年間取引報告書、支払通知書等の添付が不要となりました。

詳細は、国税庁ウェブサイトをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/information/other/tetuzuki_kansoka/index.htm